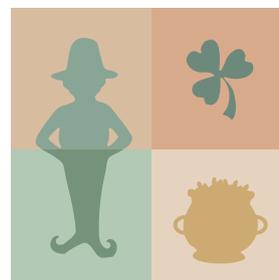


「実践！！富裕層マーケット開拓とその囲い込み方法とは！？ 第3弾(最終回)」



1 富裕層が知りたい金融マーケット

1. 株価の変動の要因

(1) 株価を変動させる材料 「個別材料」と「一般材料」

企業収益の変化、株主構成の変化、新製品の発表、合併、景気動向、金融政策、為替動向、政局などが考えられます。

その中で、会社の業績、配当の変化、新製品の発表などといった個々の会社に関する直接的な要因を「個別材料」と言い、景気動向や政局のニュースなどの間接的な要因を「一般材料」と言われています。

その中でも、金利や為替の動きは、株価に大きな影響を与えています。金利が下がると、世の中のおカネ回りが良くなり株価は上昇します。逆に金利が上がると、世の中のおカネ回りが悪くなり、株価は下落します。

(2) 長期金利：国債の発行との関連（住宅ローンの金利にも関係してきます）

新規に発行された発行から償還までの期間が、10年の国債の利回りが代表例であります。

景気が上向くと長期金利は上昇し、景気が冷えると金利は低下する傾向があります。

景気が拡大している状態では、金利△、債券▼（長期金利上昇）、株式△という展開になる（株式と債券の値動きは逆に）ということでもあります。

(3) 富裕層が関心の高い為替相場

①為替の原則

ドルを売って円を買う人が多ければ円高に、円を売ってドルを買う人が多ければ円安になります。

②為替レートの変動要因（主に信用と金利など）

※ 信用面では、米国では失業率と住宅価格（四半期ごとに公表される S&P ケース・シラー住宅価格指数）が重要であります。

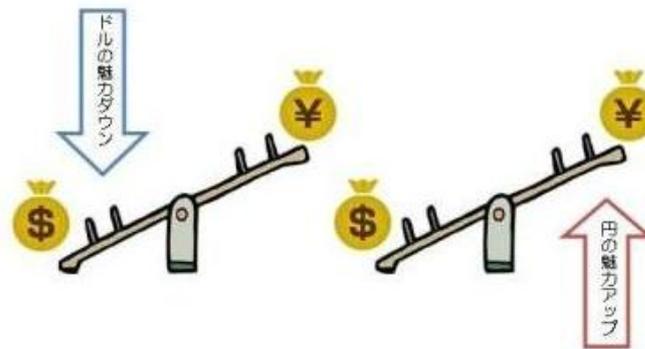
市場では通貨の人気が出れば価値が上がり、人気なくなれば価値下がります。

人気のある通貨＝みんなが買ったがる通貨は高くなり、人気のない通貨は安くなります。

③金利

2008年までの「円キャリートレード」のように、金利の高いものに投資をした方が、投資収益が多くなります。金利の高い国に資金が流れ、その国の通貨が買われます。

2007年の頃は、米国の政策金利は5.25%（日本は0.5%）という、大変高い水準でした。為替レートは、下記のシーソーのように、2つの通貨のどちらか片方が高くなれば、もう片方の通貨が安くなる仕組みになっています。



(4) 富裕層顧客向けマーケットで注目したい数字

◎主要指標の目安

- ・ 売買高：20億株を超えているのか
- ・ 売買代金：2兆円を超えているのか
- ・ 時価総額：400兆円が目標（リーマンショックの前は500兆円）

2. 富裕層に必要な資産運用のメンテナンス



資産運用では、資産配分の構築、維持が重要であります。運用当初に構築した配分も、資産の増減により崩れていきます。

その際に必要なのが、**資産配分の修正（リバランス）**です。資産運用に「リバランス」という1つの基準を設けておくことで、市場に左右されないメンテナンスが可能になります。

2 富裕層の方にお伝えしたい相続問題

1. 個人富裕層向け戦略として、「遺言信託」を据えることは有効です

遺言信託を契約されると、遺言より優先順位の高い「遺留分」のご説明や公正証書遺言の中に「付言事項（例：長女には介護で大変お世話になったので、遺言で財産を特定の者に多く相続させることにしたなどの家族にのこすことば）」のご説明も、金融機関から通常あり、「争族防止」ができます。

2. 富裕層の遺産分割の注意点

(1) 申告期限までに遺産分割をしないと負担軽減の制度が適用されません

遺産が相続税の基礎控除額を超える相続については、申告期限までに遺産分割が決まらない場合でも、その期限までに相続税の申告と納税が必要になります。この場合、未分割財産については、法定相続分で取得したものとして、相続税を計算します。相続税には下記のような負担軽減となる制度があります。

(2) 「配偶者の税額軽減」が受けられなくなる

「配偶者の税額軽減」とは、配偶者の法定相続分相当額または1.6億円のどちらか多い方までの取得については、配偶者に相続税が課税されない制度です。しかし、未分割財産については、取得していないことになり、この制度が適用されません。つまり、配偶者も相続税の納税が必要になります。

ただし、原則として申告期限から3年以内に分割されれば、この適用が受けられます。

(3) 「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」が受けられなくなる

未分割財産に対しては、「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」の適用が受けられません。

「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」とは、被相続人が居住用・事業用に使っていた宅地について、一定の要件を満たせば、例えば居住用であれば最大240㎡（平成25年度の税制改正で平成27年1月1日の相続開始からは330㎡）までは、80%減額になる制度です。これらの制度が受けられないと納税の負担が増します。ただし、この制度も原則として、申告期限から3年以内に分割されればこの適用が受けられます。

以上

<著者プロフィール>

乾 晴彦

CFP、1級FP技能士、DCアドバイザー、宅建主任者、証券外務員一種資格

昭和31年生まれ。長年にわたり金融機関でコンサルティング業務を担当後、大手証券会社の人材開発室で、FP・生命保険の社内講師を務める。現在は、銀行・保険会社をはじめとする上場企業での社員向け営業研修講師、また、大学や大手資格予備校、FP教育機関でのFP研修講師として活動している。富裕層向けの研修・相談業務には定評があり、全国にファンも多い。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488